

# 神奈川エッサムファミリー会会則

## 第1条(名称)

本会は神奈川エッサムファミリー会と称す。

## 第2条(入会資格)

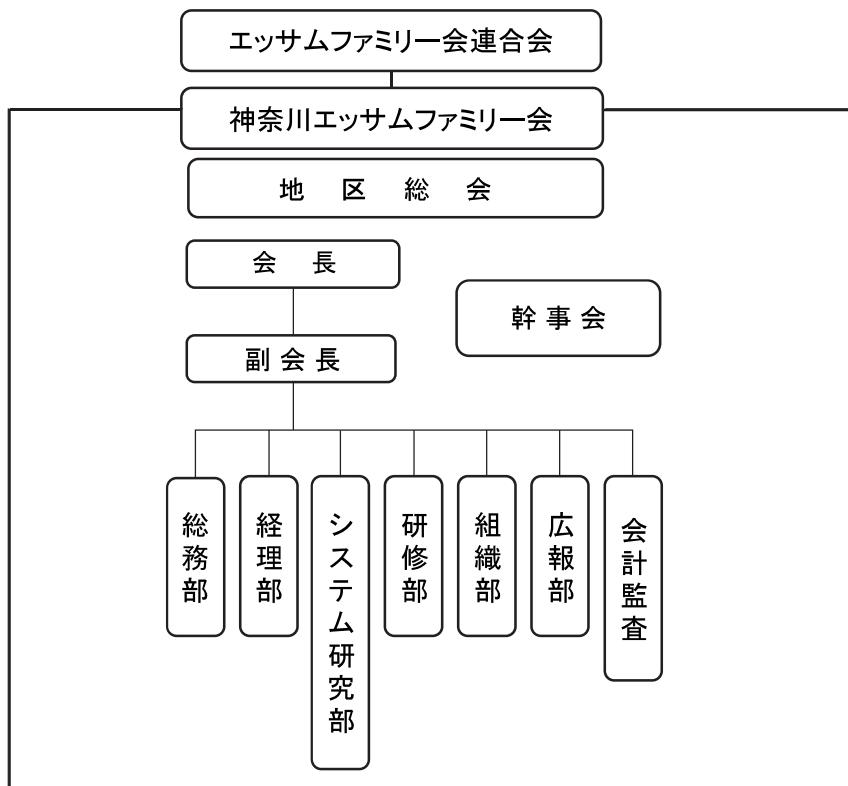
本会の入会資格は、税理士・公認会計士の資格を有している者とする。

## 第3条(目的)

本会は、会員相互の研鑽・啓蒙・相互扶助・親睦をはかり、もって会員の繁栄と社会的地位向上を目的とする。

## 第4条(運営組織)

神奈川エッサムファミリー会は全国のファミリー会地区会で構成する「エッサムファミリー会連合会」に所属する。本会は、第3条の目的を実現するため運営組織を次のように設置する。



## 第5条(会員総会)

- 1.定時総会は、毎事業年度終了後、速やかに会長が招集する。
- 2.定時総会は、2週間前までに書面により会員に通知する。

## 第6条(総会の議決)

定時総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

## 第7条(委任状による議決権)

定時総会に出席できない時は、委任状により議決権行使することができる。

## 第8条(総会の議決事項)

- 1.決算及び予算並びに事業計画の承認
- 2.その他会務に関する重要事項

## 第9条(議決権)

会員の議決権は、会員1人につき1個とする。

## 第10条(書面決議)

会員を招集しての総会が困難な場合は、会長が総会の決議の目的である議案について提案を行い、総会を招集することなく書面議決により会員の過半数の賛同を得て決議することができる。なお、書面による議決権行使しない会員は賛成したものとみなす。

## **第11条(役員)**

当会には、次の役員を置く。
会長 1名
副会長 1名置くことが出来る。会員数200名で1名増員することが出来る。 以後、会員100名増加ごとに1名増員することが出来る。
部長 各1名
副部長 各1名置くことができる。但し、研修部は状況に応じて増員することが出来る。
幹事 地区会役員で構成する。
会計監査 1名

## **第12条(役員の選任及び委嘱)**

- 1.会長、副会長は連合会会長が選任し委嘱する。
- 2.その他役員については、会長が選任し、連合会会長が委嘱する。
- 3.役員に欠員を生じたとき、会長は速やかに後任を選任補充する。
- 4.所属税理士も役員に選任できる。但し、役員には登録会員事務所から登録会員を含め1名に限る。

## **第13条(役員の任期)**

役員の任期は、就任事業年度の2年間とする。但し、後任役員の任期は、前任者の残余期間とする。

## **第14条(幹事会)**

当会における運営の細目を決定し、会務の執行並びに事業を遂行する。  
1事業年度に2回開催することとし、尚且つ、必要により臨時開催できるものとする。

## **第15条(会員活動)**

会員は、当会の発展に寄与すると共に、会員相互研鑽のための活動をする。

## **第16条(入会及び退会)**

- 1.入会申込書又は会員向け総合支援情報サイト「会計事務所の広場」を通じて入会する。
- 2.税理士法人の場合でも、その法人に所属する税理士個々人が入会する。
- 3.退会するときは、書面による退会届を提出する。  
但し、会則に著しく反するときは、連合会理事会にはかり、退会させることが出来る。

## **第17条(会費)**

- 1.年会費は「エッサムファミリー会連合会 会則第19条」で定められた会費の7割を当会の運営費用に充当する。  
(「エッサムファミリー会連合会 会則第19条」年会費は、連合会費と地区会費の1会員12,000円とする。)
- 2.年会費は年度の初めに納入り、途中返金はしないものとする。
- 3.期の途中入会の場合は、残余月数分を納付する。

## **第18条(事業年度)**

事業年度は、4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年とする。

付則 この会則は2023年8月1日より施行する。